2　正確性及び表記・表現
⑴　図、表、グラフ、地図などは、通常の約束、方法に従って記載されていること。

［公民科］

1　選択・扱い及び構成・排列
⑴　学習指導要領第２章第３節第２款第２「倫理」の２「内容」の⑶のイの倫理的課題については、すべてを取り上げ、選択して学習することができるよう配慮がされていること。
⑵　学習指導要領第２章第３節第２款第３「政治・経済」の２「内容」の⑶のア及びイそれぞれに示す課題については、すべてを取り上げ、選択して学習することができるよう配慮がされていること。
⑶　未確定な時事的事象について断定的に記述していたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。
⑷　近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること。
⑸　著作物、資料などを引用する場合には、評価の定まったものや信頼度の高いものを用いており、その扱いは公正であること。また、史料及び法文を引用する場合には、原典の表記を尊重していること。
⑹　日本の歴史の紀年について、重要なものには元号及び西暦を併記していること。
2　正確性及び表記・表現
⑴　図、表、グラフ、地図などは、通常の約束、方法に従って記載されていること。

［数学科］

1　基本的条件
⑴　「数学Ａ」及び「数学Ｂ」においては、学習指導要領の内容に示す項目のすべてを取り上げていること。
⑵　発展的な学習内容を取り上げる場合のほか、「数学Ⅱ」、「数学Ⅲ」、「数学Ａ」、「数学Ｂ」及び「数学活用」においては、必要な限りにおいて数学科の他の科目の内容を関連付けて扱っても差し支えないこと。その場合には、他の科目の内容を関連付けて扱っていることが明示されていること。
2　選択・扱い及び構成・排列
⑴　定理、公式等の知識や計算技能の習得に偏ることなく、各学習内容について、そのねらい、有用性及び前後の学習内容との関連が明らかになるよう配慮されていること。

［理科］

1　基本的条件
⑴　「科学と人間生活」においては、学習指導要領第２章第５節第２款第１の２「内容」に示す項目のすべてを取り上げていること。
⑵　実験及び観察における作業の安全について適切な配慮がされていること。
2　選択・扱い及び構成・排列
⑴　学習指導要領第２章第５節第２款第１の２「内容」の⑵のアからエまでについては、それぞれ㋐又は㋑のいずれかを選択して学習することができるよう配慮がされていること。
⑵　実験及び観察については、学習指導要領に示す目標、学習指導要領に示す内容及び学習指導要領に示す内容の取扱いに基づき、学習内容と一体のものとして扱われていること。
3　正確性及び表記・表現
⑴　図、表、グラフなどは、通常の約束、方法に従って記載されていること。

［保健体育科］

1　基本的条件
⑴　「体育」においては、学習指導要領第２章第６節第２款第１の２「内容」のうち「Ｈ　体育理論」のみを取り上げていること。
2　正確性及び表記・表現
⑴　図、表、グラフなどは、通常の約束、方法に従って記載されていること。

［芸術科「音楽」］

1　基本的条件
⑴　「音楽Ⅰ」、「音楽Ⅱ」及び「音楽Ⅲ」においては、学習指導要領の内容に示す項目のすべてを取り上げていること。
⑵　「音楽Ⅰ」、「音楽Ⅱ」及び「音楽Ⅲ」においては、学習指導要領第２章第７節第３款「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」の１の⑵に示す「適切な課題を設定して学習することができる機会」は、取り上げなくても差し支えないこと。
2　選択・扱い及び構成・排列
⑴　歌唱教材には、必要に応じて、漢字交じりの歌詞を別記していること。
⑵　表現教材における調の選択に当たっては、生徒の声域並びに楽器の特性などを十分考慮していること。
⑶　表現教材における調を改編する場合には、原調名又は原調号を記載していること。
⑷　楽曲の構成等及び歴史的、文化的背景に関するものは、単なる知識や理論の習得に偏ることなく、楽曲と関連付けて扱われていること。
⑸　楽曲には、作曲者名、作詞者名、編曲者名、採譜者名などが示されていること。
3　正確性及び表記・表現
⑴　楽譜の表記は適切であり、不統一はないこと。また、楽譜の大きさは適切であること。

［芸術科「美術」及び「工芸」］

1　基本的条件
⑴　「美術Ⅰ」、「美術Ⅱ」及び「美術Ⅲ」並びに「工芸Ⅱ」及び「工芸Ⅲ」においては、学習指導要領の内容に示す項目のすべてを取り上げていること。
⑵　「美術Ⅰ」、「美術Ⅱ」及び「美術Ⅲ」並びに「工芸Ⅰ」、「工芸Ⅱ」及び「工芸Ⅲ」においては、学習指導要領第２章第７節第３款「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」の１の⑵に示す「適切な課題を設定して学習することができる機会」は、取り上げなくても差し支えないこと。
2　選択・扱い及び構成・排列
⑴　材料及び用具の選択及び扱いには、学習を進める上で不適切なところはないこと。
⑵　色、図法に関する学習は、単なる知識や理論の学習に偏ることのないよう配慮されていること。
⑶　参考作品及び鑑賞作品の図版には、作者名のほか原則として、年代、国名、大きさ及び材質などが付記されていること。また、美術館などに所蔵されているものについては、必要に応じて所在を示すよう配慮されていること。
3　正確性及び表記・表現
⑴　作品、参考作品、鑑賞作品及び説明図の印刷は正確・鮮明であること。

［芸術科「書道」］

1　基本的条件
⑴　「書道Ⅱ」及び「書道Ⅲ」においては、学習指導要領の内容に示す項目のすべてを取り上げていること。
⑵　「書道Ⅰ」、「書道Ⅱ」及び「書道Ⅲ」においては、学習指導要領第２章第７節第３款「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」の１の⑵に示す「適切な課題を設定して学習することができる機会」は取り上げなくても差し支えないこと。